

能登町における文化部活動の方針

令和3年4月

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 能登町教育委員会は、国の策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という）を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を当該部の生徒・保護者へ情報提供するとともに、その概要を、必要に応じて学校のホームページへの掲載等により公表するよう努める。

エ 能登町教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 能登町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動を指導する教師の校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員等の外部人材の増員に努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、指導するとともに必要に応じて研修を行う。

ウ 校長は、文化部活動指導者の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に文化芸術等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 能登町教育委員会は、県教育委員会の指導のもと、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る研修等の取組を行う。

カ 能登町教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」3を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

キ 校長は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、適切な部活動の運営を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。能登町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する文化芸術系の教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導者手引きの普及・活用

ア 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

イ 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、上記アの指導手引をホームページに

掲載・公開するとともに、文化庁や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。

ウ 文化活動の指導者は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・ 休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- ・ 大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上の休養日を設定する。（前述の代替の休養日はこれに含まない）
なお、大会やコンクール等に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。
- ・ 通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。
- ・ 夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

イ 能登町教育委員会は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

イ 能登町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

また、持続的な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、能登町教育委員会は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携

ア 石川県教育委員会、能登町教育委員会及び学校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

イ 各分野の関係団体等は、能登町もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取り組みに協力する。

ウ 能登町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校や保護者の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放に努める。

エ 能登町、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、4を踏まえ、単一の学校から複数のグループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本方針の遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備に努める。

また、文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者においては、都道府県レベルの傘下組織において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校文化連盟等各都道府県のカ文化部活動に関わる組織及び能登町教育委員会は、学校のカ文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校のカ文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校文化連盟等各都道府県のカ文化部活動に関わる組織及び能登町教育委員会が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。